

「ソーシャルボンドガイドライン（案）」に係る主なパブリックコメントについて

通し番号	ページ ¹	該当箇所	コメント	金融庁の考え方
1	—	—	日本国内においてもソーシャルボンドの発行増加が見込まれる中で、我が国の特性に即したソーシャルボンドに関する指針の策定は、普及を図る上で重要であるとの認識に同意致します。また、本案基本構成において、ICMA ソーシャルボンド原則との整合性、環境省のグリーンボンドガイドラインと基本的な構成を共通としている等、平仄、一貫性への配慮が十分になされているものと思料致します。	ご意見ありがとうございます。
2	—	—	このたび金融庁から公表された「ソーシャルボンドガイドライン（案）」に対するコメントの機会を歓迎する。ソーシャルボンド市場の健全な拡大に向けては、市場の信頼性の確保が重要であり、当方としても健全な市場の信頼性確保に貢献していく所存である。ガイドライン案に対して、総論としては同意する。	ご意見ありがとうございます。
3	—	—	グリーンボンドガイドラインにおいては、EU タクソミー等、国際的な取組の進捗について記載されていますが、EU では、Sustainable Finance Strategy 等がリリースされ、その中で、ソーシャルタクソミーに対する言及や、欧州グリーンボンドに関しては、ESMA によって登録、監視された外部評価機関による評価を求める等、ウォッシュ債券が市場に出回ることを防止する具体的な施策が打ち出されている	ご指摘のとおり、例えば、欧州委員会のサステナブルファイナンス・プラットフォームのサブグループにおいて、本年7月、ソーシャルタクソミーの構成等に係るドラフトレポートが公表される等、国際的にもソーシャル性に係る議論が行われているものと承知しております。これらは議論の比較的初期の段階にあると認識しておりますが、その動向について注視し

¹ 2021年7月7日に公表したソーシャルボンドガイドライン案における該当ページ番号を記載している。

通し番号	ページ ¹	該当箇所	コメント	金融庁の考え方
			<p>状況であると認識しています。“日本においては民間企業のソーシャルボンドの発行が始まったばかりである状況“ではあるものの、本案にも記載されている通り、”ソーシャルボンド一般の「ソーシャル性」に対する社会的な信頼が維持されることは重要“であり、”投資家はソーシャルボンドを取り巻く国際的な動向にも十分注意することが望まれる“ことから、国際的な潮流（特にEUの状況）に関し、多少言及したほうが良いのではないのでしょうか。</p>	<p>ていく必要があるものと考えており、第1章2.「本ガイドラインの基本的な考え方」脚注12を以下（下線部）のとおり修正させていただきます。</p> <p>「ただし、投資家その他の市場関係者の中には様々な考え方が存在し、また、<u>現在、欧州を中心に、グリーン分野での持続可能な経済活動を分類する取組みをソーシャル分野にも拡大する議論が行われていること等を踏まえ、今後、「ソーシャル性」に係る議論が一層活性化し、ソーシャルボンドに係る別の国際的な合意がなされる可能性もある。個々のソーシャルボンドに関する評価と選択は、このような議論の動向も注視しつつ、投資家その他の市場関係者がそれぞれの考え方に基づき行うものであることに留意が必要である。</u>」</p>
4	—	—	<p>今回取りまとめられた案は、国際資本市場協会（ICMA）のソーシャルボンド原則や環境省のグリーンボンドガイドラインとの整合性に配慮しバランスよく整理されており、今後の地域銀行の取り組みを進めていくうえで有用なガイドラインと評価している。</p> <p>地域金融機関が直面するローカルな社会課題の解決にあたっては、(1)インパクトの享受主体の特定の困難性、(2)インパクトの対価の評価の困難性、(3)その結果としての事業化の困難性、といった悩ましい問題があると認識している。</p>	<p>貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p> <p>第5章「本ガイドラインの改訂」に記載しているとおり、ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標については、今後、具体的例示に向け、関係者間で議論が進められる予定でございます。貴見を踏まえ、地域課題の解決に資するプロジェクトを実施する上でも参考となる指標が例示できるよう、関係者間の議論を進められればと考えております。</p>

通し番号	ページ ¹	該当箇所	コメント	金融庁の考え方
			今後、ローカルな社会課題の解決を金融面から支えていくためには、上記の課題に如何に対処していくかについて、一般化された形で示唆を頂きたいので、そうした観点から、本ガイドラインが拡充されていくことを期待したい。また、地域課題の解決に資するソーシャルファイナンスの内外の好事例についても、情報共有頂く機会があれば有難い。	
5	—	—	ローン（融資）を対象に加えるか、または「ソーシャルローンガイドライン」の策定を検討いただきたい。 （理由） 検討を開始した際には、LMA（Loan Market Association）のソーシャルローン原則がなかったため対象外となったと理解しているが、本年4月、同原則が公表されたこと、および日本の間接金融の現状を踏まえ、他のサステナブルファイナンスの国内ガイドラインと平仄を合わせて「ソーシャルローンガイドライン」を追加すべきであると考えられるため。	貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。 なお、本ガイドラインについては、第5章「本ガイドラインの改訂」に記載のとおり、わが国市場の成熟度、国際的な議論の動向、関連文書等の改訂その他の状況の変化に応じ改訂していくこととしており、頂いたご意見については、今後必要に応じ検討してまいります。
6	10	第2章 2.	第2章にて、ソーシャルボンドのメリットが記載されていますが、デメリットについても（社会全体あるいは経済全体への影響も含めて）記載し、それをガイドライン上の留意点として記載すべきと考えられます。	貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。 なお、脚注15では、ソーシャルボンドによる資金調達に当たっては、調達資金の管理、レポーティング、外部機関によるレビュー等に要する追加的なコストにも留意が必要である点を記載しております。
7	14	第2章 3.	「ソーシャルボンド発行時の追加手続の発行準備段階」において、外部レビュー取得に関する表記に	ご指摘のとおり修正させていただきます。

通し番号	ページ ¹	該当箇所	コメント	金融庁の考え方
			<p>ついて、以下の通り修正。</p> <p>修正前：外部レビューの取得（必要に応じて） 修正後：外部レビューの取得（必要に応じて取得することが望ましい） （理由） ICMA のソーシャルボンド原則で外部評価が推奨事項となり、本ガイドラインにおいても外部レビューの位置づけをより明確化すべく、「望ましい」という文言を追加した方が本ガイドラインの考えが理解できるため。</p>	
8	15	第2章 4.	<p>2行目からのなお書きにおいて、「主な目的」という表現について、以下の通り修正。</p> <p>修正前：・・・発行体が、当該プロジェクトの主な目的に基づいて、グリーンボンド、ソーシャルボンド又はサステナビリティボンドのいずれに位置付けるかを決定することとなる。 修正後：・・・発行体が、当該プロジェクトの社会面・環境面での目標や規準に基づいて、グリーンボンド、ソーシャルボンド又はサステナビリティボンドのいずれに位置付けるかを決定することとなる。 （理由） プロジェクトを資金用途として選定するには、評価・選定のプロセスが重要であり、そのポイントである社会面・環境面での目標や規準を踏まえて、グリーンボンド、ソーシャルボンド又はサステナビリティボンドのいずれに位置付けるかを明確化すべきであるため。</p>	<p>ICMA サステナビリティボンドガイドライン（2021年6月版）の記載も踏まえ、以下（下線部）のとおり修正いたします。</p> <p>「なお、ある債券による調達資金の充当先となるソーシャルプロジェクトが、環境改善効果も兼ね備えているような場合には、発行体が、当該プロジェクトの主な目的（<u>環境面の目標や社会的な目標</u>）に基づいて、グリーンボンド、ソーシャルボンド又はサステナビリティボンドのいずれに位置付けるかを決定することとなる。」</p>

通し番号	ページ ¹	該当箇所	コメント	金融庁の考え方
9	16	第3章 A. 1. ②	<p>「当該社会的な効果は、発行体が評価すべきであり、可能な場合には定量化することが望ましい。」という記載は、「…発行体が評価し、可能な場合には定量化すべきである。」に変更してはどうか。</p> <p>(理由)</p> <p>ソーシャルプロジェクトの社会的な効果の程度を明確にするためには、それを定量化することが極めて重要と考えられる。このため、その効果を実務的に定量化することができる場合は、定量化して投資家に説明すべきであると考えます。</p> <p>なお、ICMAのソーシャルボンド原則2021年版でも、“should provide clear social benefits, which will be assessed and, where feasible, quantified by the issuer.” となっており、ICMAのソーシャルボンド原則2021年版との整合性の観点からも変更が望ましいと考えられる。</p>	<p>貴見のとおり、社会的な効果の定量化は非常に重要であると考えております。</p> <p>ご指摘の点については、ICMA ソーシャルボンド原則(2021年6月版)「4. Reporting」において、定量的な指標を用いた社会的な効果の開示につき「可能な場合には・・・奨励する(recommend)」と規定されており、これを踏まえて、第3章A. 4. ⑧において、「社会的な効果の開示に当たっては、可能な場合には定量的な指標が用いられ、その算定方法や前提条件とともに示されることが望ましい。」と規定していること、また、グリーンボンドガイドラインの対応する規定との整合性も勘案し、「望ましい」事項と整理しております。</p>
10	17	第3章 A. 1. ⑦	<p>細かいことになりますが、P17の“「対象となる人々」の定義は、地域の文脈によって異なり”とありますが、これはICMAのソーシャルボンド原則の日本語版の表現をそのまま使われていると思いますが、“地域の文脈”という表現は変えたほうが良いのではないのでしょうか。</p>	<p>「地域の文脈」という表現で問題はないものと考えておりますが、貴重なご意見として承ります。</p>
11	18	第3章 A. 1. ⑧	<p>2行目の「付随的に、環境・社会に対しネガティブな効果をもたらす場合」という記載について、ポジティブな効果と対比できるような例示を入れてはどうか。公表時期との兼ね合いで今回対応が難しいことも想定されるが、その場合、今後の検討事項としていただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p> <p>貴見のとおり、ソーシャルプロジェクトのもたらすネガティブな効果を例示することは、ガイドラインの理解促進のため有用と考えており、今後の検討課題とさせていただきます。</p>

通し番号	ページ ¹	該当箇所	コメント	金融庁の考え方
			<p>(理由)</p> <p>ガイドラインで意図している事項の理解を促進し、具体的対応を促すためには、例示によって明確化を図ることが望ましいと考えられるため。</p>	
12	18	第3章 A. 1. ⑧	<p>「ソーシャルプロジェクトが、本来想定されるポジティブな社会的効果とは別に、付随的に、環境・社会に対しネガティブな効果をもたらす場合がある。『明確な社会的な効果を有するソーシャルプロジェクト』とは、そのようなネガティブな効果を考量した上でも、本来想定されるポジティブな社会的な効果が明らかに有益であると発行体が評価するプロジェクトである。」と記載されているが、ポジティブな効果とネガティブな効果の比較・評価に関して、もう少し具体的な考え方、例を示していただきたい。</p> <p>例えば環境・社会に対してネガティブな効果がある場合に、規制の基準を満たしていれば、ネガティブな効果を抑えたことになるかなど。</p>	<p>第3章A. 1. ②において、ソーシャルプロジェクトの社会的な効果については、発行体が評価すべきと規定しており、発行体が、プロジェクトごとの個別事情を考慮して適切にプロジェクトを評価し、当該評価のプロセス等を投資家に説明することを想定しております。</p> <p>個別事情の考慮にあたっては、プロジェクトが環境・社会に対して付随的にもたらす可能性があるネガティブな効果の性質・程度、緩和策の有無・効果等も含まれ得ると考えますが、個別事情に応じ総合的に判断すべきものと考えます。</p> <p>なお、第5章に記載しているとおり、ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標については、今後、具体的例示に向け、関係者間で議論が進められることが予定されております。ご指摘の点も踏まえて、かかる例示が、発行体等における社会的な効果の評価・開示の一助となるよう、関係者間の議論を進められればと考えております。</p>
13	20	第3章 A. 2. ①	<p>「…ソーシャルプロジェクトを評価・選定するための規準 (Criteria) についても、事前に投資家に説明することが望ましい」という記載を、「…説明すべきである」に変更してはどうか。</p>	<p>本ガイドラインにおいては、2021年6月のICMA ソーシャルボンド原則の改訂を踏まえ、「望ましい」事項としております。</p> <p>なお、貴見のとおり、ソーシャルプロジェク</p>

通し番号	ページ ¹	該当箇所	コメント	金融庁の考え方
			<p>(理由)</p> <p>上記の「望ましい」という表現は、ICMAのソーシャルボンド原則 2021年版での改訂に合わせたものと理解している。しかし、ソーシャルプロジェクトを評価・選定するための「規準」は、「社会的な目標」及び「それに合致すると判断する際のプロセス」と同様に重要な情報であると考えられるため。</p>	トを評価・選定するための「規準 (Criteria)」は重要な情報であると考えております。
14	23	第3章 A. 3. ②	<p>「未充当資金が一時的に生ずる場合には、未充当資金の残高についての想定される運用方法を投資家に説明するとともに、未充当資金を早期にソーシャルプロジェクトに充当するように努めるべきである。」という記載は、2文に分け、「未充当資金が一時的に生ずる場合には、…投資家に説明すべきである。また、未充当資金を…努めるべきである。」としてはどうか。</p> <p>(理由)</p> <p>投資家への説明は、ICMAのソーシャルボンド原則 2021年版でも”should”が用いられている事項であるが、上記2つの内容を1文で続けることにより、「説明するように努めるべきである」と読める可能性がある。この場合、本来意図されている内容と異なった形で解釈される可能性があるため。</p>	ご指摘のとおり修正させていただきます。
15	26	第3章 A. 4. ⑩	レポーティングの項目において、本案で「アウトプット、アウトカム、インパクト」の関係を例示しています。これらは「グリーンボンドガイドライン」では記載されていませんが、2021年3月に環境省より出されている「グリーンから始めるインパクト評価ガイド」にて言及されていると認識しております。	<p>貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p> <p>脚注 30 及び 32 に記載のとおり、本ガイドラインは、ICMA「Working Towards a Harmonized Framework for Impact Reporting for Social Bonds」を踏まえた整理としております。</p>

通し番号	ページ ¹	該当箇所	コメント	金融庁の考え方
			<p>本案においては、社会的な効果の開示のひとつの案との整理かもしれませんが、「アウトカム」を“アウトプットの結果として「対象となる人々」にもたらされる便益や変化（成果）”と記載しています。特に「アウトカム」、「インパクト」の定義に関しては、色々議論があると認識しており（MEASURING IMPACTS The experience of the EIB-GDN Programme 等）、「アウトカム」、「インパクト」に関しては、もう少し丁寧な説明が必要なのではないでしょうか。</p>	<p>なお、第5章「本ガイドラインの改訂」に記載しているとおり、ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標については、今後、具体的例示に向け、関係者間で議論が進められることが予定されております。かかる例示が、社会的な効果に係る指標の理解促進に資するようになるよう、関係者間で議論できればと考えております。</p>
16	26	第3章 A. 4. ⑩	<p>ソーシャルボンドにおいて「対象となる人々」をできる限り特定するという考えに異論はありませんが、2021年6月のSBPには、ソーシャルプロジェクトに関して、ソーシャルプロジェクトの便益が対象の人以外に及ぶことに言及しています。</p> <p>また Guidance Handbook を読む限り、対象となる人々を特定できることが望ましいが、対象が多岐に亘る場合があること、プロジェクトの便益が対象となる人々以外にも及ぶ可能性があること、また、便益が必要となる対象となる人々の概念自体が国、地域によって異なる場合があり、そのような場合は状況をしっかり説明することが望ましいといった内容が書かれているように思います。COVID19 に関連するプロジェクトがソーシャルボンドの資金用途となり、対象が大衆に及ぶケースが増加する中で、アウトカムを“対象となる人々にもたらされる便益”であるととれる記載は避けたほうが良いと思料します。</p>	<p>第3章A. 1. ①において、ソーシャルプロジェクトは「対象となる特定の人々に対してポジティブな社会的な効果をもたらすこと・・・を目的とするもの」ではあるが、「当該効果は必ずしもこれらの人々にだけにもたらされるものに限らない」と定義されております。また、同⑦において、「ソーシャルプロジェクトが一定の社会全体が直面する課題を対象とする場合など、その性質によっては、「対象となる人々」として一般の大衆（general public）が想定される場合があり得る」と明記し、一般の大衆も「対象となる人々」になり得ることとしております（その例として、脚注21において、新型コロナウイルス感染症の拡大や大規模震災の発生を挙げております。）。</p> <p>ご指摘の点、アウトカムの説明については、対象となる人々以外にその効果をもたらされることもあり得ることを踏まえ、以下（下線部）のとおり修正させていただきます。</p>

通し番号	ページ ¹	該当箇所	コメント	金融庁の考え方
				「『対象となる人々』等にもたらされる便益や変化（目標）」
17	27	第3章 A. 4. ⑩	<p>「ソーシャルプロジェクトとアウトプット・アウトカム・インパクトの関係」において、「対象となる人々」を明示。</p> <p>対象となる人々：障がい者、高齢者、患者</p> <p>（理由） 本ガイドラインの調達資金の用途において項目を明示している「対象となる人々」に関して、本事例でも明確化した方が、本ガイドラインの考えが理解できるため。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下（下線部）のとおり修正させていただきます。</p> <p>「ソーシャルプロジェクトの例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリー施設の設置 （対象となる人々：障がい者等） ・ 健康増進や病気予防を目的としたプログラムの提供 （対象となる人々：高齢者等）」
18	28	第3章 B. 1.	<p>2021年6月にICMAのSocial Bond Principles（SBP）が更新されたことに伴い、本案にもそれを反映されていますが、従来、1. 調達資金の用途、2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス、3. 調達資金の管理、4. レポーティング、5. 外部機関によるレビュー、と記載されていたところを、上記1から4を、A「核となる要素」に含め、新たに、B「重要な推奨項目」と分類し、その中に1. ソーシャルボンド発行のためのフレームワーク、を追加し、2. 外部機関によるレビュー、としています。従来から記載されていたものは、丁寧に解り易く説明されていますが、フレームワークに関する記載は、SBPの記載内容に留まり、フレームワークに関する説明・記載が少なく、他とのバランスがとれていないとの</p>	<p>貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p> <p>実務における「フレームワーク」の作成・開示状況や、ICMA ソーシャルボンド原則の関連文書等におけるICMAの対応状況等も踏まえつつ、今後の検討課題とさせていただきます。</p>

通し番号	ページ ¹	該当箇所	コメント	金融庁の考え方
			印象を受けます。(一方でフレームワークを定義から詳細に記述すると、全体の構成に影響する可能性があるため簡単ではないことは理解致します。)	
19	28	第3章 B. 2. (1) ①	<p>「外部機関によるレビューには、「セカンド・パーティ・オピニオン (Second Party Opinion)」「検証 (Verification)」「認証 (Certification)」「レーティング (Rating)」など様々な名称のものがある。」との記載があるが、これらを一括して取り扱っており、その特徴やメリット、デメリット、留意点などが記載されていない。ソーシャルボンド市場の信頼性を確保し、健全な発展につなげるためには、発行体及び利用者双方が各レビュー業務の性質を理解した上で、その結果を正しく評価できることが重要である。</p> <p>なお、ガイドライン案の脚注 35 において、「ICMA ソーシャルボンド原則は、発行体は、外部機関によるレビューに関し、ICMA の公表する「Guidelines for Green, Social, Sustainability and Sustainability-Linked Bonds External Review」を参照すべきであるとしている。」との記載があり、本外部レビューガイドラインでは、四つのレビュー業務の定義や特徴等が記載されている。したがって、脚注 35 においては、ICMA の外部レビューガイドラインが参考になる旨、直接的に言及することが有用と考える。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、脚注 36 に、以下の記載を追加いたします。</p> <p>「このほか、外部レビューの種類ごとの定義及び特徴については、ICMA の公表する「Guidelines for Green, Social, Sustainability and Sustainability-Linked Bonds External Review」にも記載されている。」</p> <p>なお、第3章B. 2. (2) ⑫で記載しているとおり、外部機関によるレビューには様々な種類があり、また同じ名称であっても、評価する事項や評価規準が異なっている場合があることから、レビューを付与する外部機関において、レビューの種類の如何に関わらず、使用する定義、どの事項について、どのような評価規準に照らして評価を行ったかという分析的アプローチや方法をレビューの結果に係る文書等の中で明確に示すべきと考えております。</p>
20	29	第3章 B. 2. (1) ①	<p>＜レビューを活用することが特に有用と考えられる場合の例＞の2点目「ソーシャルプロジェクトを評価・選定するための規準の適切性や、当該規準に</p>	<p>外部機関によるレビューを活用できる事項については、個別の事例ごとにレビューの付与の可否や適否について判断されるものと考え</p>

通し番号	ページ ¹	該当箇所	コメント	金融庁の考え方
			<p>基づくソーシャルプロジェクトの評価・選定の適切性を評価する知見が発行体内部に十分に備わっておらず、これらの適切性について客観的評価が必要と判断される場合」として、例えば、発行体内部の体制が不完全なケースでは、「検証」及び「認証」を実施するに当たり、業務の前提条件が満たされずに業務が提供できない、又は有用性を欠くケースも想定される。このように、状況に応じて提供可能な業務、又は有用性を満たす業務が限られるなど、レビューの種類ごとに適不適があることを示すことが、レビューを有効に活用する上で重要である。</p> <p>例えば、冒頭の記載を、「あくまで例示であり、これらに限定されるものではなく、また、状況に応じて活用できるレビューの種類が限られることがある。」等と記載することが考えられる。</p>	<p>ております。ご指摘の点を踏まえ、脚注 37 として、以下の記載を追加いたします。</p> <p>「個別の事例に応じて、活用できるレビューの種類やレビューの対象事項が限られることがある。」</p>
21	30	第3章 B. 2. (1) ④	<p>本ガイドライン（案）では、「発行体によるレビュー結果の開示において」、「発行体が外部機関によるレビューを受けた場合には、結果に係る文書等について開示するべき」と記載されている。この点、発行体が外部評価機関からレビュー報告書を受け取った場合、当該レビュー報告書の結論の如何にかかわらず外部に公表されることに意義がある旨について、補足的な説明を追加することが望まれる。公表時期との兼ね合いで今回対応が難しい場合は、今後の検討事項としていただきたい。</p> <p>（理由） 外部評価機関によるレビューが義務づけられていない状況において、外部評価機関によるレビューの</p>	<p>貴重な意見として今後の参考とさせていただきます。</p> <p>第3章B. 1. ①のとおり、ソーシャルボンドの4つの核となる要素への適合性については、発行体自身が評価し、ソーシャルボンド発行のためのフレームワークの作成等により開示すべきとしております。</p> <p>他方、外部機関によるレビューは、発行体が作成するこのようなフレームワーク等に係る客観的評価であり、投資家の投資判断において重要な材料となり得るもので、その結果の如何にかかわらず、開示される必要があると考えております。</p>

通し番号	ページ ¹	該当箇所	コメント	金融庁の考え方
			信頼性担保のためには、外部評価機関の公正性に加え、そのレビュー結果が適切に投資家に周知されることを担保する枠組みが重要であると考えられるため。	
22	31	第3章 B . 2 . (2)	<p>脚注 39 において、「国際会計士連盟国際会計士倫理基準審議会の「倫理規定 (Code of Ethics for Professional Accountants)」及びこれに対応する日本公認会計士協会の「倫理規則」を考慮している。」ことが記載されているが、倫理規範的事項として記載されている原則だけでは、自主規制機関等が存在しない場合において、実効性の担保を図ることは困難であると考えられる。</p> <p>外部機関によるレビュー業務実施者が高い独立性を保持し、情報の透明性・信頼性を高めることに資するために、倫理規定等を遵守することの意義は大きいことから、ここで示されている「考慮」することの趣旨を明記するなど、実効性を確保するための工夫が必要と考える。</p> <p>また、倫理規定の正式名称は、「International Code of Ethics for Professional Accountants」であることを申し添える。</p>	<p>ICMA の「Guidelines for Green, Social, Sustainability and Sustainability-Linked Bonds External Review」においても、国際会計士連盟国際会計士基準審議会の倫理規定等を参照しており、本ガイドラインの外部機関の倫理規範的事項については、環境省のグリーンボンドガイドラインと同様、同倫理規定及びこれに対応する日本公認会計士協会の倫理規則の規定内容を考慮して規定しております。</p> <p>この趣旨は、会計及び監査の専門家として、独立した立場において、情報の信頼性を確保する業務を実施する会計士の職業規範が、外部機関のそれと多く重なること等を踏まえたものであります。</p> <p>実効性を確保するための工夫の必要性については貴重なご意見として承ります。</p>
23	33	第3章 B . 2 . (2) ④	<p>「業務上知り得た情報」を、「業務上知り得た秘密」に変更してはどうか。</p> <p>(理由)</p> <p>守秘義務の対象は、本来、企業の秘密に限られるものであり、これを明確化することが望ましいと考えられるため。なお、「監査基準」(企業会計審議会)においても 2019 年改訂において同様の趣旨から「秘</p>	ご指摘のとおり、「業務上知り得た秘密」に修正させていただきます。

通し番号	ページ ¹	該当箇所	コメント	金融庁の考え方
			密」に変更されている。	
24	34	第3章 B . 2 . (2) ⑫	<p><外部レビューに関する情報の記載例>で、表中の評価規準は「弊社が定める評価規準」とされている。この場合、評価規準が一般的なものでないことから、会社独自の評価規準に対する理解のない一般の情報利用者が、その評価結果を正しく理解し活用することは困難である。</p> <p>同ページ12では、「レビューを付与する外部機関は、使用する定義、どの事項について、どのような評価規準に照らして評価を行ったかという分析的アプローチや方法を、レビューの結果に係る文書等の中で、明確に示すべき」と記載されていることから、記載例はその趣旨に沿った適切なものとすべきと考ええる。</p>	ご指摘の点については、脚注44に記載しているとおり、詳細な評価基準の開示が困難な場合はあるものの、可能な範囲で、どのような評価基準に照らして評価を行ったかを明確に示すことが望ましいと考えております。
25	38	第5章	38 ページの第5章本ガイドラインの改訂について、ソーシャル性を有し得る債券としては、トランジション・ボンドは含まれないとの認識のため、削除すべきではないかと考えます。	企業のトランジション戦略の実行に伴って、雇用への影響等、気候変動以外に社会へのネガティブなインパクトが生じる可能性があります。その効果を緩和するための対策への投資にトランジションファイナンス（債券の場合にはいわゆる「トランジション・ボンド」）が利用され、このようなファイナンスがソーシャル性を有することを想定しております。なお、脚注26に記載しているとおり、当該ネガティブな効果を緩和することを目的としたプロジェクト等の資金調達にソーシャルボンドとしてのラベリングを活用する可能性もあるものと考えております。

通し番号	ページ ¹	該当箇所	コメント	金融庁の考え方
26	39	付属書 1	今回のガイドラインの付属書 1 で、追加的に例示されたソーシャルプロジェクト事業、対象となる人々を資金使途とする場合、ICMA 原則に沿ったものとして評価されると考えてよいか。	本ガイドラインは、ICMA ソーシャルボンド原則との整合性に配慮して作成しております。一方、付属書 2 の冒頭にも記載しているとおり、ソーシャルプロジェクトとしての適格性は、付属書に例示されたプロジェクトの事業区分等に外形的に該当することのみで判断されるのではなく、個々のプロジェクトごとに、対応する「社会的課題」や「対象となる人々」が適切か、これらと組み合わせた上で、明確な社会的な効果を有するかにより評価されるべきものと考えております。
27	39-54	付属書 1 付属書 2	「ICMA ソーシャルボンド原則」に沿って、「性的及びジェンダーマイノリティ」を含め、さまざまなマイノリティ支援が盛り込まれることは、ソーシャルボンドの趣旨から必要不可欠かつ大きな意義があります。	ご意見ありがとうございます。
28	39 41 42 48 50 52 53	付属書 1 ICMA ソーシャルボンド原則の「対象となる人々」の例示 付属書 2 「対象となる人々」の例	「性的及びジェンダーマイノリティ」のあとに、「(LGBT などの人々)」と説明を補足してください。 (理由・説明) 「性的及びジェンダーマイノリティ」とは、「Social Bond Principles」(「ICMA ソーシャルボンド原則」) 英語原文にある、'sexual and gender minorities' の直訳であり、LGBTs の人々を指しています (LGB (レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル) は sexual minority (性的指向に関するマイノリティ) ; T (トランスジェンダー) は gender minority (性自認に関するマイノリティ))。 多くの企業の財務担当者にとっては、「性的及びジ	ご趣旨を踏まえ、付属書 2 (P41 以降) の該当箇所について、以下 (下線部) のとおり修正いたします。 「●性的及びジェンダーマイノリティ (○ <u>LGBT 等の人々</u>)」 なお、付属書 1 (P39) に記載の「対象となる人々」の例示における「性的及びジェンダーマイノリティ」については、ICMA ソーシャルボンド原則の例示を記載しているため、原文のままとさせていただきます。

通し番号	ページ ¹	該当箇所	コメント	金融庁の考え方
			<p>エンダーマイノリティ」という言葉になじみが薄く、どのような人々のことを指しているのかわからないため、せつかく「性的及びジェンダーマイノリティ」との記載があっても活用されなかったり、誤解を生んだりするおそれがあります。このガイドラインがその趣旨に沿って適切に運用・活用されるために、補足が必要です。</p>	
29	43 49 52	付属書 2 「対象となる人々」の例	<p>「小規模な生産者・サプライヤー」について、すべての方々が社会的弱者に該当するとは言えないため、「小規模な生産者・サプライヤー（特に、社会経済的に弱い立場にある中小企業）」とすることが適切ではないか。</p> <p>（理由） 例えば地方で行う事業であればどのようなものでも対象となり得る場合には、地方都市における新規事業なども全て対象となり得ることが想定されるため。</p>	<p>ご趣旨を踏まえ、付属書 2（P43・P49・P52）の該当箇所について、以下（下線部）のとおり修正いたします。</p> <p>「○小規模な生産者・サプライヤー（特に社会経済的に弱い立場にある生産者・サプライヤー等）」</p>
30	43	付属書 2 ソーシャルプロジェクト（具体的な資金使途）の例	<p>「健康・長寿の達成」における「ソーシャルプロジェクト（具体的な資金使途）の例として「○医療・健康に関する ICT 活用」を追記。</p> <p>（理由） 従来より医療等分野で ICT 活用が厚生労働省から検討され、コロナ禍においてはオンライン診療の導入・規制緩和が今後進むと想定され、そのための投融資をソーシャルプロジェクトとして定義することが社会的課題に繋がるため。 SDGs アクションプラン 2021 の P. 13「データヘルス改革の推進」に記載があるため。</p>	<p>ソーシャルボンド等の発行事例においても類似のソーシャルプロジェクトが見られることから、ご趣旨を踏まえ、付属書 2（P43）の該当箇所について、以下の記載を追加させていただきます。</p> <p>「○健康・医療分野の ICT 活用（遠隔医療システムの導入等）に係るプロジェクトや投融資」</p>

通し番号	ページ ¹	該当箇所	コメント	金融庁の考え方
31	44 45	付属書2 「事業区分」の例、 「事業区分」の細目の例	<p>「地方創生・地域活性化」における「事業区分」の例として「6. 社会経済的向上とエンパワーメント」を追記し、「事業区分」（「1. 手ごろな価格の基本的インフラ設備」、「2. 必要不可欠なサービスへのアクセス」及び「6. 社会経済的向上とエンパワーメント」）の細目の例として「地方創生・地域活性化」を追記。</p> <p>（理由） サステナビリティボンドの発行事例において、「社会経済的向上・エンパワーメント」として社会的便益ある事例あり。</p> <p>地方創生・地域活性化の表記は、重複する内容となるが、基本的インフラ・必要不可欠なサービスへのアクセス・社会経済的向上とエンパワーメントとして地方創生・地域活性化につながる内容であることを明確するため。</p> <p>SDGs アクションプラン 2021 の P. 18～P. 25 にかけて、農林水産業の活性化やイノベーションが明記されており、基本的インフラ設備・必要不可欠なサービスへのアクセスとして地域活性化につながる内容が含まれていると認識できるため。</p>	<p>ご説明のあったソーシャルプロジェクトの具体例やその他の事例を踏まえ、付属書2（P44・45）の該当箇所に、「事業区分」の例として「6. 社会経済的向上とエンパワーメント」を追記させていただきます。</p> <p>なお、「事業区分」の細目の例として「地方創生・地域活性化」を追記するとのことのご意見については、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p>
32	49	付属書2 ソーシャルプロジェクト（具体的な資金使途）の例	<p>「2. 必要不可欠なサービスへのアクセス」の「健康・長寿の達成」における「ソーシャルプロジェクト（具体的な資金使途）の例」に、「医療・健康に関する ICT 活用」を追記。</p> <p>（理由） 通し番号 30. と同じ。</p>	<p>通し番号 30. と同様に、ご趣旨を踏まえ、付属書2（P49）の該当箇所について、以下の記載を追加させていただきます。</p> <p>「○健康・医療分野の ICT 活用（遠隔医療システムの導入等）に係るプロジェクトや投融資」</p>

通し番号	ページ ¹	該当箇所	コメント	金融庁の考え方
33	54	付属書2 SDGs アクションプラン等を踏まえた社会的課題の例、「対象となる人々」の例、ソーシャルプロジェクト(具体的な資金使途)の例	「6. 社会経済的向上とエンパワーメント」における「SDGs アクションプラン等を踏まえた社会的課題の例」に「地方創生・地域活性化」を、「対象となる人々」の例に「地理的・社会経済的困難な状況に置かれている人々」を、「ソーシャルプロジェクト(具体的な資金使途)の例」に「持続可能なまちづくりの推進事業」を新たに作成。 (理由) 通し番号 31. と同じ。	ご趣旨を踏まえ、付属書2 (P54) の該当箇所、「SDGs アクションプラン等を踏まえた社会的課題の例」に「地方創生・地域活性化」を、「対象となる人々」の例に「地理的・社会経済的に困難な状況に置かれている地域の企業・住民」を追記させていただきます。 なお、同箇所における「ソーシャルプロジェクト(具体的な資金使途)の例」については、通し番号 31. の内容を踏まえ、P44・45に記載のソーシャルプロジェクト例を反映させていただきます。
34	51	付属書2 「事業区分」の細則の例	「地方創生・地域活性化」の考え方について、地域創生で雇用促進を念頭においたのだとすると、その雇用は、地理的・社会経済的に困難な状況に置かれている企業や住民、つまり大きく過疎や産業の空洞化が進み、就職や雇用の維持が困難な地域でのプロジェクトと理解してよいか。 (理由) 通し番号 29. と同じ。	貴見のとおり、地方で行う事業の全てが対象になり得るというのではなく、地理的・社会経済的に困難な状況に置かれている地域の企業・住民を対象にしたプロジェクト等が対象となると考えられます。 なお、付属書2に記載のソーシャルプロジェクト例はあくまで例示であり、こうした例を参考にしつつ、多種多様なプロジェクトが発行体の創意工夫によって実施されることが期待されます。